

岐 阜 県 公 報

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
 例施行規則の一部を改正する規則
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四三三^{ページ}
 (同) 四三五
 (同) 四三六

告 示

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一
 部改正

(出納管理課) 四三六

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 四三六
 (同) 四三七

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表「行政職の表知事の項本庁課長の欄中「航空安全管理監」を「航空安全管理監に改める。」

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員 の 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員 の 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
別表第一の三知事の部本庁の項中、「航空安全管理監」の下に、「航空指導管理監」を加える。

附 則
この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中、「航空安全管理監」の下に、「航空指導管理監」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百七号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「美濃市」を「美濃市 山県市」に改める。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年九月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年九月十五日

二 届出者の氏名又は名称

中央三井信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋糸貫川通一〇〇番一 外

四 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時から午前二時三〇分

(変更後) 二十四時間

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年九月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

岐阜県大垣市高屋町一丁目一三〇 二 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年九月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー各務原中央ショッピングセンター・Vドラッグ各務原中央店

岐阜県各務原市蘇原青雲町四丁目一番一七 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

平成二十三年九月三十日発行

発行者
所

岐阜県
岐阜市数田南二丁目一番一号
庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター